

# 令和4年10月臨時会 文教厚生常任委員会記録

令和4年10月28日（金）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室



# 目 次

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 令和 4 年10月28日（金） ..... | 5 頁 |
|-----------------------|-----|



## 令和4年10月臨時会日程

| 日 次 | 月 日       | 摘 要  |
|-----|-----------|--|
| 第1日 | 10月28日（金） | <p>審査日程の決定<br/>地域福祉課、健康増進課審査<br/>議案乙第32号<br/>〔説明、質疑〕</p> <p>スポーツ振興課審査<br/>議案甲第31号<br/>〔説明、質疑〕</p> <p>報告（教育総務課）<br/>報告第6号<br/>〔報告、質疑〕</p> <p>議案審査<br/>議案乙第32号、議案甲第31号<br/>〔総括、採決〕</p> |

## 10月臨時会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和4年10月28日付託]

議案甲第31号工事請負契約の変更について [可決]

議案乙第32号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) [可決]

[令和4年10月28日委員会議決]

### 2 報告

報告第6号専決処分事項の報告について

令和4年10月28日（金）





## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

健康増進課保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長 井ノ上克子

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

教育部長 小柳秀和

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

学校給食課長 学校給食センター所長 犬丸章宏

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

#### 5 日程

審査日程の決定

地域福祉課、健康増進課審査

議案乙第32号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

スポーツ振興課審査

議案甲第31号工事請負契約の変更について

〔説明、質疑〕

報告（教育総務課）

報告第6号専決処分事項の報告について

〔報告、質疑〕

議案審査

議案乙第32号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第31号工事請負契約の変更について

〔総括、採決〕

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

議員傍聴 2人

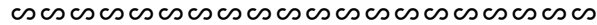
西依義規、小石弘和



午前10時20分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから、令和4年10月臨時会の文教厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

藤田昌隆委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案は、議案3件でございます。

審査日程につきましては、本日1日としまして、審査日程の決定後、議案審査としまして、健康福祉みらい部、スポーツ文化部、教育部の順で関連議案の審査を行いたいと考えております。

その後、総括及び採決ということでお願いをしたいと思います。

審査日程については、以上のおりで決したいと思いますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のおりと決しました。

それでは、執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時21分休憩



午前10時23分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



続きまして、歳出でございます。

3 ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目6 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費につきましては、資料5 ページに主要事項説明書をつけております。

事業名が、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業でございます。

この事業の目的につきましては、一度示しておりますように、物価賃金生活総合対策として、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえて、特に家計への影響が大きい低所得者世帯、いわゆる住民税非課税世帯等に対しまして、1 世帯当たり5 万円を給付するものでございます。

事業内容につきましては、まず給付対象者でございますけれども、①世帯全員の令和4 年度市町村民税均等割が非課税である世帯で、令和4 年9 月30 日時点で本市に住民登録がある方、または、②令和4 年1 月以降の家計急変世帯、これは予期せず令和4 年1 月から令和4 年12 月までの家計が急変し①と同様の事情と認められる世帯で、令和4 年9 月30 日時点で国内のいずれかの市町村に住民登録があつて、申請時点で、本市に住民登録がある者となります。

この、①または②のいずれかに当てはまる世帯が今回の対象世帯となります。

給付額につきましては、1 世帯当たり5 万円となります。

手続でございますけれども、まず①非課税世帯の方には、プッシュ型で、あらかじめ市のほうで該当すると思われる方に振込口座等を印字した確認書を送りますので、それを確認していただいて、送り返していただくこととなります。

この確認書につきましては、システム改修後に発送を行う予定としておりまして、ここでは12 月中旬送付予定としておりますけれども、11 月中には発送できるよう、現在準備を進めているところでございます。

②の家計急変世帯の方には、申請型で、申請書に必要事項を記入していただきまして、令和5 年1 月31 日までに申請していただく形となります。

給付時期につきましては、受付審査の上、順次給付をしてまいります。

周知につきましては、市公式ホームページ、それから公式LINE、d ボタンで行ってまいります。

事業費でございますが、資料3 ページにお戻りいただきまして、中身でございますけれども、節1 報酬、節4 共済費、節8 旅費につきましては、会計年度任用職員の報酬、社会保険料及び費用弁償でございます。

節3 の職員手当等につきましては、職員の時間外勤務手当、節10 需用費、節11 役務費につ

きましては、当該事務に必要な消耗品費、チラシ、申請書等の印刷製本費及び郵送料等でございます。

節12委託料につきましては、システム改修委託料が153万5,000円、発送する確認書等の封入封緘、それからコールセンター設置、受付審査入力事務等に伴う委託料が2,490万7,000円でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、コールセンターに必要な電話機の借上料、そして節18負担金、補助及び交付金の3億7,500万円につきましては、当該世帯1世帯当たり5万円を給付する給付金でございます。

以上でございます。

### 名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料につきましては、ワクチン接種費用及び事務委託料でございます。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のためのワクチン接種についての経費を計上いたしております。

オミクロン株対応ワクチン接種は、初回接種を完了した12歳以上の方を対象とし、現時点では1人1回の接種となっております。

市では、2回目接種が完了した12歳以上の方、約5万6,000人を対象とすることになります。

今回、オミクロン株対応ワクチンの開始により新たに対象となった、4回目接種の対象に今までなっていなかった59歳までの基礎疾患等がない方、既に4回目で従来株を接種された方、この方々のオミクロン株ワクチン接種費用として、合わせて約3万人分の接種費用を計上しております。

残りの2万6,000人分は、今年度接種対象者として既に予算を計上していた方で、従来株からワクチンがオミクロン株に変わるという方たちでございますので、予算上は既に確保をしている方でございます。

また、5歳から11歳の3回目接種が開始されましたので、1,000人分と、先ほどの3万人分と合わせて3万1,000人分を今回、計上いたしております。

事務委託料も同様に3万1,000人分を計上いたしております、総額の8,608万7,000円でございます。

これに当たる歳入につきましては、先ほど2ページのところで御説明いたしましたけれど

も、7,058万7,000円の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、1,550万円、10分の10の補助となっております。

以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

まず、コロナワクチンの接種事業ですが、冬に入ってインフルエンザ等もはやってきて、インフルエンザとの同時接種も可能だということもお聞きしております。

私も対象者になったものですから、予約しようかなと思ったんですが、コロナの後、病院に予約しようとしたら、体調が万全になってから予約しようということと言われて、初めてそういうことなんだと気づいたんですね。

体調がきちんとしてないと、ワクチンも打てないということで、そういった意味から、ちょっとでも体調が悪いと接種率も伸びないのかなと思いましたので、その辺りの接種率といえますか、今後の接種の広報も含めて、どのような接種状況になるのかという、また、新しく接種の仕方を考えてらっしゃるとか。

夏みたいに――時間帯を工夫して早く打っていただくようなこともされておりましたけれども、そのようなことを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

#### **名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

今後の接種につきましてですが、現在4回目を接種されて、今までは接種間隔が5か月後の方たちに接種券を渡してたんですけど、それが、10月21日から接種期間の短縮になりまして、3か月で前回接種から接種ができるようになりました。

それとともに、議員さんが言われましたように、インフルエンザとコロナの同時流行の心配もございますし、年末年始で人の行き来が増えるということもございますので、国のほうとしては、できるだけ年内にコロナのオミクロン株のワクチン接種をしていただきたいという広報をしております。

鳥栖市といたしましても、接種を検討してある方は、できるだけ年内の接種をお勧めするということと動いているところでございます。

夏については、時間外の接種等も検討いたしましたけれども、現在のところその予定はございませんので、今後の状況を見ながら判断していきたいと思っております。

#### **飛松妙子委員**



年内にできるだけ打っていただきたいということで、特に夏のような特別対応はされないということだったんですが、年内に打っていただきたいっていうのであれば、それなりの広報、周知というものがとても大事になってくると思いますので、最近、ホームページ、LINEなど情報発信を見せていただいて、少しずつ工夫していただいて本当にありがたいなと思っておりますので、ぜひワクチン接種に関しての情報発信ですね。

あと、市報とかテレビの広報も含めて、ぜひ年内に向けて、打ちたい方が打てるように。

また、体調が良くないと打てないというところも併せて、どのような形になるか分かりませんが、広報の仕方をぜひ努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続けていいですか。

#### **藤田昌隆委員長**

どうぞ。

#### **飛松妙子委員**

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金でございますが、対象者がここに書かれてらっしゃる非課税世帯である世帯ということで、最近いろいろお話を伺う中で、児童扶養手当も収入に含まれるっていうことをお聞きしたんですが、この対象者が、そういう児童扶養手当をもらってらっしゃる方とか、そういうものを含めて収入が減ったりとかそういうことになってるのかどうか、教えていただけますか。

#### **古賀達也健康福祉みらい部長**

今回の給付金に関しましても、収入を一定判断してまいりますけれども、そこでは、給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入、こういったものが経済収入という基本的な収入ということになりますので、これ以外のものについては、勘案しないということになっております。

#### **飛松妙子委員**

ということは、児童扶養手当とかの手当の分に関しては、含まれないということでもいいということだと思うんですけど、今までのいろんな支援金の中で、プッシュ型でハガキを送られ……、ハガキですかね、封書ですか。（「封書です」と呼ぶ者あり）

2回も3回も来るので、今度こそ自分は対象かなと思うけれども、行ってみると、やっぱりあなたは対象じゃないっていうケースが何回も出てきると。

1回、2回ならいいかなと思ってたんだけど、3回も4回も来ると、もう本当に——窓口で軽くあしらわれて大変ショックですと。

そういう、わざわざお仕事を休むまでか、時間を見つけてか、行かれてる中でもそういう

こともあるということもお聞きしてますので、プッシュ型にもうちょっと何か工夫ができないのかなあと。

今回はそれは含まれないってことなんですが、児童扶養手当も、含めてのことでもあるということでお聞きしてるので、今後いろんな形で支援金が出てくると思いますので、ちょっと工夫もしていただければなと思います、窓口をつくるとかその辺はどうですかね。

#### **鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

この給付金に関しましては、今回は3回目といいますか。

令和3年度、初回の分につきましては、いわゆる住民税非課税世帯の方が相当数いらっしゃるということもあって、市のほうでは税情報等から非課税と思われる方が、6,200世帯ほどいらっしゃいましたので、その方に該当すると思われるので、提出お願いしますと。

必ずしも皆さんが該当するってことはなくて、分からない点もありますので、そこはやり取りする中で、中にはお断りせざるを得なかった方もいらっしゃいました。

それは令和3年度分の住民税非課税世帯なんですけど、2回目が令和4年度分の課税状況を確認したんですけど、そのときには、1回目の令和3年度の支給対象者になった方は、外したところで確認書を送らせてもらってますので、ぐっと少なくなったんですね、600世帯ぐらいの方に該当すると思われるかと。

それ以外の方で、いわゆる家計急変——こちらで分かってない特殊な事情がある方については、申請方式でやっていたことがあるんですけど、そこはどういう方が対象なのか全く分かりませんので、市民の皆様の方からお尋ねいただくと。

実際やり取りして、いろいろお話聞く中で、御本人様はもらえるつもりで来られたんですけども、非該当となるケースも確かにございました。

今回の分については、令和4年度分の非課税世帯になりますけれども、いわゆる1回目にもらえた方も対象になってまいりますので、ということは、1回目6,300世帯ぐらい対象者がいらっしゃいましたので、それ以外の方でもし対象になると思われる方は、申請方式でやっただくんですけども、もしかしたら、また今回も該当にならない方もいらっしゃるかもしれませんが、そこは窓口でお聞きしながらやっっていこうと思います。

その窓口につきましては、今回はサンメッセのほうに特設窓口を設けてそこで対応していく準備をしております。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

今回は、7,000世帯あるということですが、その方は1回目も2回目も窓口に行ったけど、駄目だったってということで、多分、今回また行くんだろうなと思うんですね。

そういう方々が問合せできるような、わざわざ行かなくても電話でそういうことを対応していただけると、不信感っていうか、嫌な思いをせずに済むのかなって。

支援金が出るというのは、やっぱりそういう方々だからこそ支援金が出るからですね。時間を使ってとかいうところを少し配慮していただけるような取組ができればいいかなと思いますので。

#### **鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

そういったこともございまして、今回サンメッセで受付窓口を設けますけれども、コールセンターも開設いたします。

回線のほうも増やしてやりますし、全てじゃありませんけれども土曜日とか日曜日も開設することで、市民の皆さんからそういった相談にできるだけスムーズに対応できるようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

いろいろ対応していただけるということですので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### **成富牧男委員**

今のやり取りがもう一つ分からんとやけど、対象者が2つあって、1番目の方ですね、今度発送されるプッシュ型の分が7,000世帯って言われたけど、今、言われたように、この2番目の、申請型以外で送ったけど該当しないっていうケースがあるのであれば、どんなケースか教えて。

一つのケースとしてこういうのがありますと。

#### **天野昭子地域福祉課参事**

1番の非課税世帯においては、令和4年度の課税状況が確定している方については、確認書のほうを発送いたします。

未申告であったりとか、転入者であったりとかで確定していない方については、該当するかもしれませんので、その場合は申請が必要ですよっていうお知らせ文書を発送する予定にしております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

分かりました。

要は、申告——必ず申告じゃないけど、課税できてる分については——発送した分については、必ずオーケーの人よね。（「いいえ」と呼ぶ者あり）

違うと？課税されてない人よ。非課税、いわゆる課税資料がある人。

もう一回そこら辺を。

#### **天野昭子地域福祉課参事**

①の確認書を送ってる中でも、課税者……、税金がかかっている方から扶養を世帯全員が取られている方は対象外になります。

扶養に取られてるかどうかというのが、市外の課税者の方から扶養に取られていたらこちらでは判断できませんので、その辺をチェックをしていただくことになります。

扶養に取られてる方は、該当しないっていう例が出てきます。

#### **成富牧男委員**

よくある話だと思います。

それはそういう様式があって、向こうから扶養に取られてある——該当するかしないかを見極めるための証明なるものを取ってもらうっていうやり方なんですか。

#### **天野昭子地域福祉課参事**

鳥栖市にお住まいの方については、課税状況が分かりますので、こちらで調べられますけれども、市外にお住まいの方は確認書のほうに御本人さんがチェックをする欄がありますので、自分は扶養に取られてますっていう申請があれば、それで確認するということになります。

#### **成富牧男委員**

今のは、いわゆる自己申告でオーケーだということですか。

#### **天野昭子地域福祉課参事**

はい、そのとおりです。

#### **成富牧男委員**

それをやりだすとまた手間がかかったりするということだと思いますけど。

ちょっと難しいところですね。

本当はもうちょっとやり方があるけれども、簡易に本人からの申告でオーケーとやっていると。

そこんところ。

#### **天野昭子地域福祉課参事**

確認書の中に誓約書といいますか、そういうのがありますので、それをもってさせていただいているところです。

#### **成富牧男委員**

分かりました。

## 藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

## 中川原豊志委員

電力・ガス・食料品等の高騰についてですけれども、この国庫補助金の主意たいね。

今回、低所得者に1世帯当たり5万円というふうな形で出してるんだけど、これは国からこういうふうな家庭に支給しなさいというふうに来たのか、もしくは、市でやろうということを決めたのか。

電力・ガス・食料品等の価格高騰というのは、全市民に影響するところなんで、低所得者だけじゃなくて、事業費が3億7,500万円あるのであれば、極端に言えば1人当たり5,000円補助するというのも金額的には同じぐらいになるんで、そういう使い方というのはできなかったのかというのを確認させてください。

## 鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回の、電力・ガス・食料品等価格高騰分につきましては、令和2年9月9日に国のほうでこの実施について、決定をされております。

その中には、推薦事業メニューということで生活者支援の分と、事業者支援ということで項目がありまして、その中の一つに、非課税世帯に対してのプッシュ型で5万円を給付するというものがもともと想定をされておりました。

ですので、これについては恐らくどこも取り組んでいるんじゃないかならうかと思っております。

これはもともと交付要綱が決められておりますけれども、そのときに今回歳入で御説明しました子育て世帯臨時特別支援事業補助金ってあるんですけど、そこがいわゆる2部構成といますか、子育て支援に関する部分での給付支援と低所得者ということで、子育て分については、子供のほうでも以前10万円を給付してるのもあったと思います。

こちらの低所得の分については、2つ目の項目として、低所得者にやるということになっておりますので、そういった国の交付金の活用のメニューの中で発表されたものに取り組んでいるというような状況です。

以上です。

## 中川原豊志委員

ありがとうございます。

低所得者に今回3回目かなということで、言い方は悪いけど、税金を払ってない方にばかり補助しているようなふうに見えちゃうんで、そうじゃなくてやっぱり税金ちゃんと払ってる人も物価高騰で苦しんでる世帯もあるんで、もう少しそういうところも含めて支援でき

るようなメニューにしていきたいなという要望です。

今後またあるときは、もう少し幅広い視野で補助できるように検討していただきたいという要望をしておきます。

#### **樋口伸一郎委員**

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ですね、目的は、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対してというふうにあります、今、歳入の部分で説明があったんですけど、二部構成になってということで、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で歳入があって、その中から、今回の補正でこのガスの分があるじゃないですか。

そもそも民生費で国庫補助金が入ってきて、電力、ガス、子育て世帯臨時特別って考えるとどうしてもひもづかんで、説明はいただいたんですけど、全国各市町村がこうなっているのか、国がこの子育て世帯のところから、この電気、ガスは出してくれってというような指針が示されたのかというところをもう少し詳しく教えてください。

#### **鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

名称が、子育て世帯等ということになってるので分かりにくいということかと思うんですけども、国においてこの支給要領が定められておりまして、その要領上の補助金の名称がこういう名称になっております。

中身が、子育ての部分とこの住民税非課税の部分というような形で――二部構成って言い方はあれですけど、構成が2つになっておりますので、子供の分は子供に基づいて給付金を出しておりますし、低所得者住民税非課税分については、今回も含めて3回目ということになるということでございます。

全国は一緒です。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

そうしたら、3ページの歳出のところの補正後予算額は、6億7,500万円じゃないですか。

この電力、ガスのほうは3億7,500万円ということで、補正前の3億円は子育てのほうに主に使ってきて、2番目がこれってことですか。簡単に言うとそういう分け方でいいですか。

#### **鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

令和3年度、4年度分の非課税世帯への給付、いわゆる10万円を過去2回やっている分も含まれておりますので、今回の電力・ガス高騰分の合算という形ということでございます。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

分かりました。

**永江ゆき委員**

新型コロナウイルスワクチン接種事業に関してですけど、そもそもの目的が、死亡者や重症者をできる限り減らしていうところがあるんですけど、鳥栖市で重症者とか死亡者とかは今のところあるんでしょうか。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

重傷者、死亡者はもとより、陽性者についても、個人情報観点から鳥栖市でどのぐらいとかいうようなことについては、把握ができないことになっております。

**永江ゆき委員**

ということは、分からないっていうことですかね。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

県からの情報が、市町村には来ないことになっております。

**永江ゆき委員**

そうしたら、目的はこれなのに、分からなくて進めていくっていう形ですか。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

市町村単独では分かりませんが、県内の状況としては、重症者何名、死亡者何名っていうのは公表されております。

**永江ゆき委員**

そもそもオミクロン株は、重症化しにくいとか、死亡はほかの株に比べて少ないってことを、多分皆さん御存じだと思いますけど、それでもやっぱりワクチンっていうのを進めていくに当たって、ワクチンの副反応とかの市への情報とか入ってますか。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

オミクロン株が重症化しにくいとかいうようなことについては、感染は拡大するものの、重症になる方は、前の株とかに比べたら少ないということですが、一方で高齢者の方ですとか基礎疾患をお持ちの方は重症化したり亡くなったりというようなことは、現実にございます。若い方は重症化しにくくても、若い方が感染することによって、高齢者への感染が広がるということもございますので、重症化予防のためには、みんなで接種をするということが推奨されているというのが現実でございます。

**永江ゆき委員**

副反応に関しては。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

副反応につきましては、国のほうで全部吸い上げをしておりますして、データの公表もされておりますし、接種券の御案内をする際にもその情報も含めて情報提供いたしております。

## 永江ゆき委員

厚生労働省のホームページで、副反応で1,800人ぐらいの方が亡くなられてるっていう。

ただ、それがまだはっきりと関連が分からないっていう状況が続いてる中、鎌倉のほうで13歳の子が接種されて数時間後に亡くなったって、そういうこともまだ認められてない状況なんですよね。

やっぱり、国が認める認めないっていう裁判とかも実際あってますし、副反応が原因だっというところがまだはっきりしてないっていうところは、多分すごく多くあると思うんですよ。

5歳から11歳、そして3か月でしたっけ今度。

3か月か4か月の赤ちゃんからやるっていう方向に話があるようですが、本当にワクチンが必要なのかどうかを見極めるっていうか、それを鳥栖市はどういうふうに考えているかなと思ってお伺いしたいと思います。

## 名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

ワクチンの接種につきましては、新型コロナのワクチンに限らず、どのワクチンについてもリスクとベネフィットっていったって、効果とそれに対応する副反応とかのリスクは必ずございます。

それを天秤にかけて効果のほうが上回るということで、ワクチンの接種を推奨するものがございますので、これは予防接種法で国が定めたものでございます。

市としての判断ではなく、国の方策として実施をしております。

## 永江ゆき委員

ありがとうございます。

そうしたら、やっぱり一人一人の体質であったり、基礎疾患だったりとか、それぞれ——多分、打ってもどうもない人とすごい副反応を起こす人とあると思うんですよ。

だから、副反応を起こしたときに、どこに連絡したらいいのかとかそういうことも、市のホームページでちゃんとアクセスできるようにしていただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

## 藤田昌隆委員長

ちょっとすいません。

その報告をしてくださいっていう——副反応に対する処置なのか、副反応がデータの的に何件あったっていうのを知るために今聞いたのか。

名和課長はそのデータを集めるのか、副反応が出た人がどこに行って——どこが副反応の対処をするかということ、かかりつけ医なのよね。



もし副反応が出て、どうかせないかんというときは、かかりつけ医に行くし、例えば、熱が出ましたと、そういうデータが欲しいんだったら、保健センターとかに行く、その2つがあると思うんですね。

だから今の質問はどっちなのか。

両方ともせないかんということ？今の質問の意味。

**永江ゆき委員**

そうですね。

そういう方たちの報告が、病院のほうから鳥栖市のほうに来るようになってるのか、その辺も聞きたい。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

医療機関のほうからは、この新型コロナウイルスに限らず、どのワクチン接種につきましても、一定の基準で副反応があったときには、副反応報告書というのを国のほうに直接提出することになっております。

結果的に国を経由して、最終的には住んでる自治体のほうに報告がございます。

また一方、健康被害についての御相談は、直接各お住まいの自治体でも受け付けております。

副反応につきましては、医療機関からの報告となっております。

**永江ゆき委員**

ありがとうございます。

医療機関から国に行って、国から鳥栖市に来るってということですよ。

その数字は無いんですか。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

市が受理した分につきましては、報告の数としてはございます。

**永江ゆき委員**

何件ぐらいありますか。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

すみません、ここで何件っていうのは直接は申し上げられないんですけども、数の把握ができてないんですけども、2桁……十数件の報告は受理しております。

**永江ゆき委員**

ありがとうございます。

それは、重症化はしてないということですね。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

発熱等の程度のものからアナフィラキシーでの報告がございますが、最終的には改善して軽快されているということで重症化された方はいらっしゃいませんでした。

**永江ゆき委員**

分かりました、ありがとうございました。

**成富牧男委員**

今の永江議員のやり取りを聞きよって、後段のは分かりましたけど、前段で把握できない……、できないのか把握してても言えないのか。

まずそれがどっちなのかですよ。

プライバシーって言われたから、単純に考えた場合、数字のことだけだったらプライバシーじゃないんじゃないかと思うんですけど、そここのところの事情を、こういうことだから駄目なんですよと、もう少し分かりやすく説明いただけませんか。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

感染症法上、感染者については、保健所が把握をしまして、都道府県が数字を持っておりまして、自治体ごとにそういう報告はございません。

例えば、保健所を設置している政令市なり中核市は自分の市の状況ですので、情報として持っているんですけども、保健所のない佐賀県みたいな自治体は、自治体ごとのそういう情報は持っていないという状況でございます。

**成富牧男委員**

今頃びっくりしよったんですけど、そういうことなんですよ。

そうすると、さっき言われたように、鳥栖市の状況が——そういう重症者とか死亡者とか分からないままにこういう事業を続けて不安なことってありませんか。

さっき副反応の分については、後からタイムラグがあってもフィードバックしてくるって言われたでしょ。

これはもうずっと分からんのですか。これはっていうのは、死亡者、重症者。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

死亡者、重症者については、報告はずっとございません。

**成富牧男委員**

求めたいとか求めようとかいう声は、鳥栖市も含めて県内の自治体から上がってないんですか。

**名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

それは、このコロナに限らずですけども、情報として提供を受けるものではないことになっております。

ただ、県が全数把握をしていたときには、県として陽性者数を自治体何名ってという公表が——中旬までは県が把握した数を公表しておりましたけれども、それも全数把握じゃなくなりましたので、自治体ごとの数は公表ができないし公表されないことになりました。

#### 成富牧男委員

少し事情は分かってきましたけど、以前は保健所から県に上がったやつが、時間が遅れたとしても、鳥栖市の分でお亡くなりになった方とかいう数字はおりてきてたんですか。

#### 名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

陽性者数は公表されておりましたけど、重症者の方とか亡くなった方がどこの市町村の方かという公表はございません。

#### 成富牧男委員

何でそうなのかの理由を聞いて終わりたいと思います。

#### 名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

法律上は、個人情報保護となっております。

#### 成富牧男委員

所管として納得されるのかな。

個人情報の保護で自分たちの周りで誰が亡くなっているか、誰が重症なのか分からないまま、極端に言うと手探りでこういうのをやってるような感じになって、それこそ現場からどうにかしてよって言ってもらっていいような内容だと私は思います。

#### 藤田昌隆委員長

全数把握をしない時点で、ドクターにまず負担がかかる、集計にも無茶苦茶かかるというところから走ってるんで、重症者の人が、副反応で不能者になったとかっていうのが分かってても……、そこに対して補助金とかが行くなら、それはもちろんきちっと分かったほうがいいんやけど、それもない。

例えば、あそこの人はもう不能者になって——要するに大変なことになったよと言われてうわさの中心になるだけで終わるような気がするしね。

必要性があるのか、ちょっとそこは疑問視というか、個人的な——これすいません休憩中ですから。（「休憩中じゃないです」と呼ぶ者あり）そういうことでございますんで。

休憩します。

午前11時12分休憩



午前11時16分開会

**藤田昌隆委員長**

再開します。

**田村弘子委員**

5ページの緊急支援給付事業の対象者の2番の家計急変世帯のところですが、我が家にもはがきが送ってきたんですね。

その中身を見たときに、やっぱり自分の世帯が非課税世帯なのか、こういうふうに資料を見てくださいますとか封入されてはいたんですけども、なかなか理解できなくて、その中に、例えばこういうことがあったら当てはまるかもしれませんとかいう、例だったりとか、あと、電話をしてみたんですけど、通じなかったんですね。

なので、コールセンターをもうちょっと充実させて、電話での問合せのとき、自分の家庭がどういうふうになってうまく説明ができないと思うので、電話の中でも酌み取っていただけて返事をもらえるような体制を整えていただけると窓口にも行かずに——電話で自分のところが当てはまるのかどうかという回答だけでもすごく助かると思うので。方法も必要だと思うんですけど、そういう面でのコールセンターの充実だったりとかをもうちょっと拡充していただけるといいかと要望したいと思います。

**鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

コールセンターにつきましては、先ほど飛松委員のほうからも御質問があったときに——今回、サンメッセに臨時窓口を設けて電話回線のほうも増やす予定にしております。

先ほどの電話が通じないというのが、かけても取ってもらえないという意味なのか、話しても意味が通じないということなのかちょっと分かりませんが、なかなか電話がつながりにくいという状況であれば、そこは幾らかでも改善されるかなと思っております。

あと、分かりにくいという部分につきましては、家計急変の取扱いそのものが、確かにちょっと難しいんですね。

一応説明書きとしては、1月から12月までの任意の1か月で、そこで変わったことをお聞かせくださいということですが、御事情が皆様様々違いますので、そこはこれまでも職員であったりとか会計年度任用職員とかが対応しています。

きちんとお話を伺って、その方に応じたふさわしい個別対応をしているつもりであるんですけども、今回改めてそういった形でまた設置をしますので、今、田村委員が言われたことについては、改めて確認をしていきたいと思っております。

以上です。

**田村弘子委員**

ありがとうございました。

私は、はがきが来た中で思ったところが、イエス・ノー方式で、家計が急変しましたか、どれぐらい下がりましたか、変な話、残業代がすごく減ったとかで、そういうふうに進んでいって、当てはまるかもしれないので連絡くださいっていうような感じであったら、とても助かったかなというところです。

**鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

今回のと申しますか、これまでの家計急変による給付金については、家計急変の世帯に対してのお知らせというのは、どなたが家計急変か分からないので、特段お示しはしてないと思うんですが。

**田村弘子委員**

私のときはそうやってきたので……、すみません。

今度は申請型になっているので、ホームページだったりで分かりやすく示してほしいというところでした。

ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですね。

**永江ゆき委員**

同じところですか。

電話は、今までは何回線だったんでしょうか。

**鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

今までは2回線です。

**永江ゆき委員**

今回は何回線ぐらい増やせますか。

**鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

先ほどの御説明の中で3回線と。

**永江ゆき委員**

ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

**成富牧男委員**

今の、電力・ガスの関係ですけど。

生活保護を受けてある方は、どういうふうな取扱いになっているのかお尋ねします。

#### **鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

生活保護受給者の方も、今回の給付金の対象となる場合が当然ございます。

もちろん非課税世帯の方であれば、その方にも確認書をお送りいたしますので。

でありながらも、先ほどちょっと話がありました、扶養に取られているとかそういうことがあれば非該当となるケースもございます。

#### **成富牧男委員**

了解しました。

最後に一つ、健康増進課のほうにお尋ねですけど、今ずっと新型コロナ発生以来この業務をやっておられるわけですけど、まずは、ちゃんと回してあると思いますけど、回す上で大変なことってないですか。

この際、議員に訴えたいみたいなことないですか。

大事なことだと思いますのでお願いします。

#### **名和麻美健康増進課長兼保健センター所長**

一番困ってることは、国の決定から実施までの期間が短いこと。

報道先行でのお知らせですので、実施する私たちのほうが市民の皆さん方より知るのが遅れているということが大変です。

そして、ずっと変わっていきますので、変わっていく状況に応じながら変更をしていくのが大変でございます。

ただ一つ、鳥栖市で特徴的なことは、個別接種を主体に医療機関の御協力を得ておりますので、集団の健診とか、そういう業務は通常どおり実施ができております。

集団接種を実施している市町村は、制度が変わるごとに集団の接種の日程を決め、場所を確保し、人員を寄せというような業務が発生しますので、日常の業務をそこに取られて大変という話も聞いております。

ですので、本来の健康増進の健診ですとか——コロナになって糖尿病も大変増えております——皆さん動かずに体重が増えておりますので、そういった健診の業務をきちんとやりながらワクチン接種を実施していくということが一番の課題でございます。

#### **成富牧男委員**

今のは、思いの丈じゃなくて、思ってるうちの10分の1か20分の1ぐらいしか言われなかったと思いますけど、行政を通じて県とか国に対して、きちっと今言われたように——こういうことをやろうと言ったら上が世論に押されて変わってくるとかいうのもありますよね。

すいません、広がってますが、すぐ終わりますから。

マイナンバーのあそこの受付でも、市民課の職員の方、ぼやきじゃなくて、もう怒っておられるんですよね。自分の仕事ができんと。

そういうのは、私も今言われた分がよく感じますので、私たちは私たちなりに、政治のルートでそういうのを少しでも緩和できるようにしたいと思います。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

ほかにありますか。

それでは、質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

**午前11時26分休憩**

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**午前11時35分開会**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**スポーツ振興課**

**議案甲第31号工事請負契約の変更について**

**藤田昌隆委員長**

これより、スポーツ振興課関係議案の審査を行います。

議案甲第31号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**小川智裕スポーツ振興課長**

議案甲第31号工事請負契約の変更について、御説明させていただきます。

議案書 3 ページをお願いいたします。

変更となる工事請負契約の工事名は、鳥栖市陸上競技場改修工事で、設計変更に伴い契約金額を変更するもので、契約金額が 3 億470万円から 3 億2,255万5,200円に1,785万5,200円の増となるものでございます。

なお、変更後の 3 億2,255万5,200円につきましては、設計変更後の額に落札率約 73.25%を乗じて算出したしております。

設計変更の主な理由といたしましては、委員会資料をお願いいたします。

改修工事におきましては、フィールド部分の芝の切下げを行っておりますが、その工程をフィールド断面図として記載させていただいております。

左側が改修前、右側が改修後となっております。

まず、改修前の断面図で御説明をさせていただきます。

工程といたしましては、改修前のほうの一番上に芝がございますが、こちらの芝を剥ぎ取りまして、その下の目土につきましては、この表層部分を除き、状態のよい砂を再利用するという事で考えております。

その下の混合土につきましては、水はけが悪いことから、処分するという事にしておりました。

目土の再利用——流用と書いておりますけれども、再利用先といたしましては、改修後の断面図の芝の下の流用土になります。

この目土を改良材と混合しまして、再利用をする予定でございました。

なお、目土を再利用するに当たりましては、令和 2 年度に発注いたしました、実施設計の中で土壌調査を行っております。

調査に際しましては、陸上競技場が市民の皆様に使っていただきながらの調査となりますので、フィールド内 9 か所をスポット的に調査を行っております。

この調査の結果における、芝、芝根の育成状況から再利用可能と判断をしたところでございます。

しかしながら、施工する中で、目土を再利用するために山積みにはしてはいたしておりましたが、その中に強固な芝根を含んでおり、その芝根から芽吹いた状態になっております。

その状況のほうを委員会資料の 2 ページ、こちらが集積している状況になり、10月25日の状況の写真をつけております。

3 ページがアップにしている状況でございます。

こちらが芝が芽吹いている状況の写真となります。

このような状況でございますので、スポーツ振興課といたしましては、何とか当初の設計



どおり再利用ができないかということを検討したところでございますが、再利用した場合、芝根が腐敗し、改修後に新たに張り直す芝生の生育に悪影響を及ぼすことが考えられます。

改修後につきましては、また数十年使用することから再利用には適さないと判断をしたところでございます。

1 ページ下のほうに増額の主な要因と記載をさせていただいておりますが、再利用しない目土が約900立米の処分費用、また、新たに購入する経費が発生することとなっております。

こちらは設計費ベースで記載をさせていただいております。

まず900立米の処分費用、こちらが平米当たりで4,500円。

それに経費、消費税を含みまして約640万円。

また、不足する目土分の砂の新規購入に要する分、こちらのほうも900立米、1平米当たり6,000円で経費、消費税含めまして、約860万円増となりまして合計で1,500万円となります。

これが設計ベースですので、この1,500万円に落札率約73.25%を乗じますと、契約金額におきましては、約1,100万円の増となっているところでございます。

さらにトラック部分におきましても、既存設備の撤去を行っております。

その中におきまして、アスファルト、コンクリート、ゴムチップ、こちらのほうが、当初の設計図の厚さとかを参考に処分量を算出しておりましたけれども、その設計図よりも実際現場のほうが厚く設置をされていた関係上、アスファルト殻、コンクリート殻、ゴムチップ殻の処分量が増となっております。

また、コンクリート殻におきましては、無筋構造物と思われておりましたけれども、コンクリート構造物に鉄筋が混入していたということで、その分でも増となっているところでございます。

また、既存埋設物の撤去に伴うものもございまして、これらのことから、最終的に契約金額で1,785万5,200円の増額変更を行うものでございます。

以上、御説明のほうを終わらせていただきます。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **樋口伸一郎委員**

委員会資料の1ページの図式を使って教えていただきたいんですけど。

説明では、もともと流用する部分を活用するようにしてただけで、結果できなくなったので処分して入れ替えるという説明だったと思うんですけど。

そもそも入れ替えるのが分かってたでしょうから、一定期間空くということであれば、例

えばブルーシートで養生したりはしてなかったんですか。

野ざらしにして、ずっと置いてあったということですか。

**小川智裕スポーツ振興課長**

集積といたしましては、こちらの写真の状況で、かぶせていない状況でございました。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員**

そうしたら、増額の主な要因と書いてあるんですけど。

処分する——そもそも流用しようとしてた土っていうのは、どこに行くんですか。

どこか業者さんに任せたら、あとはそこが処理をするのかです。

**小川智裕スポーツ振興課長**

産廃として処分することとなります。

**樋口伸一郎委員**

どこにとか具体的に分かれば教えていただけますか。

**小川智裕スポーツ振興課長**

市内の産廃業者のほうになる見込みでございます。

**樋口伸一郎委員**

ということは、例えば泥を置くような場所があって、そこに持って行くというような流れになるかと思うんですけど、泥を置くような場所が鳥栖市にはあんまりないような感じで、新たなところをどんどん用意していかないといけないようなイメージがあったんで、処分まではいいんですけど、処分する場所の確保は大丈夫なんですか。

市内の業者さんがどこに持っていくか分からないので、その辺はどうですか。

もともとは予定になかったでしょうから。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

処分につきましては、都市計画課と話をしております、鳥栖市内の産廃処理場に持っていくことができると伺っております。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

可能であるということが担保されているということですね。

そうしたら、新規購入費用でまた買わなきゃいけないということで、結果、新しい土のほうがいいでしょうけど、増額される1,500万円で議案書のほうは1,800万円ぐらいになってるじゃないですか。

今、もろもろ説明をしていただいたんですけど、この資料に載ってない分は、口頭で説明

を受けて聞いたんですけど、何が幾らで1,800万円までなったのか一気に記憶できなかったの  
で、もう一回、もうちょっと分かりやすく教えてもらえますか。

#### **時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

ここの資料に記載をしておりません、新たに出てきたコンクリート、アスファルト、あと  
ゴムチップ、そこら辺の増額の要因としまして、これも設計費ベースですけど、約780万円出  
てくるということを聞いております。

#### **樋口伸一郎委員**

それは工事を進めていくに当たって足りなくなってきたのか——こうした素材が必要だってい  
うのは設計上概算されていくでしょうけれど、もともと想定してたよりも余計量になったっ  
ていうところが、ちょっとよく分からんで、大体計算しても足りない量じゃなくて、もうこ  
れで十分やねという量ぐらいで計算されてあるやろうけん、その辺りどうですか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

既存設備の撤去に当たる部分になりまして、算出に当たりましては、当初、今設置してあ  
る分の設計図を基に厚みがこれだけだということから処分費用を算出しておりました。

ただ、撤去するに当たりまして、それを超える厚さ、例えば設計書上では、10センチメー  
トルぐらいでしたが、実際は15センチメートルとか20センチメートルとか厚く施工がされて  
あったのが、撤去する段になって出てきたというところがございます。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

それを聞くと、もともとあった施設は最初の設計図どおりにできてなかったのかなという  
疑問にもなるんですけど、離れていくんでそこは大丈夫です。

そうしたら、増額をして議決した後に、お示しいただいてるこういう流れになるわけじゃ  
ないですか。

もう仕上げ工事になってくるんでしょうから、ここから先もまた、増加、増加みたいな可  
能性ってあるんですか。

大体この辺で一定のめどが立つというところでいいでしょうか。

補正の可能性として、あるのかないかぐらいでもいいんですけど。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

一番現場として分からない部分というか把握がしづらい部分が、こういう地中の部分です  
ね、表面上確認がとれないような部分。

その工程が、年内ぐらいまでそういった作業があると。

地中の状況になりますので、実際どのような状況かというのは、施工の中で分かる部分も

あるかと思っております。

#### 樋口伸一郎委員

陸上競技場の当初予算を可決する際に、ほとんどの議員さんは、何段階増額補正が来るだろうというのは、あまり想定はしてなくて、きちんとした金額のもと可決をしていると思うので、増額もやっぱり限度があると思うんですよ。

不測の事態とか自然現象に関わることは致し方ないと。

ただこれが、時と場合によっては、またさらに何回もありますよってなると、その方法でやれば何でもできちゃうので、その辺は一定の整理、協議をしながら——かかる度に持ってきますよって市が見られちゃうとあんまりよろしくないかなと思いますので、その辺はちょっと指摘をさせていただいて、私は終わります。

#### 藤田昌隆委員長

ちょっと分かんのが、今までの説明の中で、フィールド内に芝生がありますよね。

芝生は何層も重ねてもものすごく高くなった。

今回それを上の部分だけ取った土がこの写真ですよ。

これぐらいの予定が、倍ぐらいの残土になったということで、まず、そこはオーケーですか。いいですよ？

それで、この写真の土を見ると、全体に表面だけ、片一方だけ、南側だけ、ちょっと草が生えとってそれでもう使えませんかというふうに見えたんですよ、この写真から見ると。

本当は使えたんじゃないかという気持ちがあるんですよ。

疑いの目というか、すいませんが、そういう気持ちじゃなかったんですが、この写真を見ると、片一方だけ、上っ面だけちょっとあるみたいで。

さっき、シートをかぶせんやったかっていう話もありましたが、本当に全部捨てないといけないとやったかなと疑問が湧いてきたんですよ。

しかも、2回も3回も補正が組まれるかもしれんっていう発言もありましたし、何となく本当かいなという疑問が湧くんですが。

特に、この写真を見てこれに全部根っこが入ったりしてるならしょうがないし捨てないといけないだろうけど、この写真を見て本当かいなと思って。

#### 田村弘子委員

委員長が聞いてるところで私が分からないんですけれども、この根っこが生えてるのは、最初からすごく根が張っていたんですか、それともああいうふうに山盛りにされて、ブルーシートなどで養生していないせいでまた根が生えてきたんですか。

### 小川智裕スポーツ振興課長

1枚目の資料の、改修前をお願いいたします。

まず、一番上の芝の部分は剥ぎ取りをさせていただいております。

この、目土っていう表層部分はまだ芝がある可能性がありますので、一定剥ぎ取って処分をさせていただいて、その下の部分については、良好な状態だろうということで積み上げをしていたところでございます。

その中に芝根が想定以上に多く伸びておりまして、その分が積み上がって、今まで下にあった部分が表に出てきて、日光とか時期にもよるかと思いますが、9月、10月ぐらいでしたので、そういったところから芽吹いてきたということになっているところでございます。

### 田村弘子委員

養生してたら、状況は変わってたんですか。

### 時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

今回、市民の方にお配りするというので、芝生を8月の下旬に全面剥ぎ取ってお配りしております。

ここに写真をつけてますけど、芝を配布した1週間後ぐらいからグラウンド自体が緑になり始めた状況が出てきてます。

何でかっていうと、ちょっと写真で分かりにくいんですけど、芝生っていうのは単純に草と葉っぱと根だけではなくて、緑に見えている部分と根っこの間に地下茎という部分があります。

要は、栄養をためていく部分なんですけど、今回スポーツターフだったということで、一応土壌調査はやっているんですけど、想像以上に芝生の状態が強くて、地下茎がしっかりしてる状況が残ってたもので、あと気候ですね。

今、課長のほうから申し上げましたけど、夏場の気候が良い時期だったということもあって、生育が戻ってきたというような状況のもとで、作業を進める中で剥ぎ取る作業を行っていく中で、あまりにも地下茎の部分がしっかり残ってるので、これを土壌の中に入れてしまうと、将来的にそれが腐敗してガスをもって新たな芝生の生育に影響を及ぼすとかいうことも懸念されました。

うちとしては、再利用ができないかということで都市計画課あたりとも何回も検討はしたんですけど、いろんなことを検討すると、申し訳ございませんけど、今回は処分ということで新たな砂を入れさせていただきたいという判断に至った次第でございます。

以上でございます。

### 中川原豊志委員

今回の件で一番思うのは、スポット的に9か所地質調査をしたということで、9か所もやった中で、芝の根っこがこれだけ生えてるといのは分からなかったのかなというのが一つだよ。

そもそも専門業者に設計してもらってるとやけんが、設計ミスじゃないのって思うわけ。

それを設計ミスとは言われんけんが、想像以上に暑かったとか逃げられると、何のために高いお金を出して設計してもらって、また修正して契約変更しないといけないのかなとなってしまうので、担当部としてどういう判断をしているのかなと思うんですよ。

そこはどうなんですか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

先ほどの、スポット的に9か所行った分が、令和2年度の実施設計の中で行っております。

で、筒状のものを差し込んだ形で、その部分だけ、一部分だけを見るような調査となっておりますので、そういったやり方を選んだのが、陸上競技場を使用しながらでの調査を行っております。

やり方としては、面として状況を見るっていうやり方もあったかと思いますが、今回につきましては、使用しながら、使用に支障がない範囲での調査というところもございまして、その結果を基に再利用が可能ということで判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

設計については？

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

あくまで今回の調査結果を基に判断をさせていただいて、結果といたしましては、ここでお示ししているような形で……、その時の根の状況で、その段階、段階での判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

苦しい答弁をさせてごめんね。

令和2年に調査をして、2年経って、その2年間でがばって伸びたわけではないはずよね。

もともともう40年か50年経つので、それだけ根が張っているという想像はできたはずだと思うわけよね。

だから、やっぱりきちんと、そこも踏まえた設計をしてもらっとかんと、いくらでも追加

追加で、樋口議員が言ったように変更があったら工事ができると思われることになるし。

また、芝生のところだけじゃなくて、ほかのアスファルトだったりもあったということよね。

そこも最初から調査すれば分かったことで、設計に最初から入れとけばよかったと思うわけよね。

その辺の重さというのは、なかったのかなと思うんやけれども。

もう一回だけ確認をさせてください。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

調査につきましては、その時に使用中で、こちらとしてはできる限りの調査はさせていただいたと思っております。

ただ、結果、こういう形になって変更契約の議案を御審議いただく形になっておりますので、その点については、見通しが甘い部分も多分にあったかと認識している状況でございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

まず私が思ったのは、改修前、改修後の資料はあるけど、さっき樋口委員が言ったように一番肝腎な、なんで設計変更が必要になったかっていうところの文書がないとよね。

文言で示してもらわんと、もともとの根の問題なのか、あそこにさらしとって伸びた問題なのか、そこがごっちゃになってしまうけど、これやっぱり文章にして……、時間ないけどね。

今、読み上げられたと思うけんね。

それを我々に提出できるような文章にしてもらって、まさに設計変更の説明書だと言ってもらわんと……、それが最低必要かと思えます。

それと、さっきから出てるけど、50年前とか言われる、そこを設計した施設台帳みたいな台帳はあるわけでしょう。

施設台帳の中にこの構造はこういうものでとか、それはあるんですか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

既存施設の設備の撤去の分での御質問ですかね。

そちらについては、当初の分の既存図面がありまして、そこからの数値を基に設計をしているところでございます。

#### **成富牧男委員**

だから、これもそういうところから起こされたと思うんですよね、改修前とか含めて。

とにかくあそこの競技場全体を造ったときの図面がいろいろ、実施設計とか、最終なのは  
何て言うのかな……、あるわけでしょう。あるって今言われましたよね？

そうしたら、そういうのと、さっき言われたスポット的に9か所、そういうのをすれば、  
もうちょっとどうにかなったんじゃないかなと思いますけど。

これ、監理業者は設計業者とは別ですよね？

**小川智裕スポーツ振興課長**

施工監理については、都市計画課で行っております。

**成富牧男委員**

都市計画課でしよると。それは都市計画課の責任も大きいね。

分かりました。

**藤田昌隆委員長**

暫時休憩します。

午後0時5分休憩



午後1時12分開会

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

発言のある方は、挙手の上、よろしくお願いします。

**田村弘子委員**

ちょっとよく分からないので、もう一度お聞きしたいんですけども、この契約があるに  
当たって、20年、30年使っている陸上競技場で、こういう状態で、こういうふうには造ってほ  
しいですっていうのを、いろんな資料があって入札に行くってことですよ。

そういう情報を知ってる中で、業者さんは、うちは幾らで引き受けますよっていうのが入  
札なんですよ。

**小川智裕スポーツ振興課長**

入札に当たりましては、設計書をうちのほうから提示をさせていただきます。

で、その内容についてどれぐらいでできるのかを検討いただいて、入札をしていただく形  
になっております。



**田村弘子委員**

今、こういうところがあって、ここをこういうふうにしてほしいんですけどいう今の状況は、業者さんは全く関係ないっていうか加味されないところなんですか。

**小川智裕スポーツ振興課長**

今の現状も含んだ形で、今の現状がこうなるという形での提示の仕方になっております。

**田村弘子委員**

それで、いろんな9か所を確認された中で、土の流用ができるっていう判断になっていたし、その流用をしてくださいっていう鳥栖市の意見を踏まえて、入札の金額になったということ間違いはないのでしょうか。

**小川智裕スポーツ振興課長**

実施設計の中で調査をしていただいております。

その結果を受けて、流用という判断をさせていただいて、それを基に設計金額を算出して入札をさせていただいたところでございます。

**田村弘子委員**

すみません、素人なので本当に分からないんですけども。

そういうことがあった中で入札金額が決まりました、しかも落札されたところは専門業者だということを聞いていたので、このような状況というのは経験されてあるものだと思うんですけどね。

なので、正確な判断をされた中で、流用ができる、そしてこの金額でできるってところでの契約になってたと私は理解していたんですけども、ここにきて、芝の根があって再利用ができないです、これだけの金額がまたかかりますって言われるのが、あまり理解ができないというか、何でなんだろうなって素朴に思ってしまうんですけども。

芝の根の入り方の想像の仕方が甘かったのか、それとも土を掘り返した後の、流用するための土の管理が悪かったのか、それとも全部なのかっていうところは、分かる範囲で教えていただけたら幸いです。

**小川智裕スポーツ振興課長**

まず、令和2年度の実施設計の中で調査が行われております。

先ほど御説明させていただいたように、9か所の場所をスポット的に行っておりますのでその段階ではその結果を基に、再利用できるという判断をさせていただいたところでございます。

今の状況といたしましては、先ほどお示しさせていただいた資料のような状態になっておりますので、現状からいくと、そのときそのときの判断はしておりましたが、若干見通しが

甘かった部分があるかと思っております。

施工においては、先ほど御説明させていただいたように、剥ぎ取った後からすぐに芽吹くような状態でありましたので、保管の問題というよりは時期的な問題もあったのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

#### **田村弘子委員**

時期的な問題と言われると、なぜそのような時期にこのようなことを行ったのかって思ってしまうんですけども、時期をずらしてたらこうならなかったんですか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

芝の状況にもよるかと思っております。

#### **田村弘子委員**

ありがとうございました。

ただ、この入札があったときに、これできれいに完成するものだと思っていたら、今後も土の中のものが何が出てくるか分からないと言われ、そして、12月中まではもしかすると増額が出るかもと言われてしまうと、入札の金額って何だったんだろうと素人ながらに思うんですけれども、そこはどのように思われてあるんですか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

設計におきましては、可能な限りでの把握をさせていただいて金額のほうに盛り込んでさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

#### **田村弘子委員**

そうしたら、長谷川体育さんが、自分のところで引き受けたかったから、安い金額で入札に参加されたとかそうなるんですか。

だって、設計を基に、これで長谷川体育さんはできるっていうところでの入札だったんですよ。

すいません、素人なのでよく分からないので。

最後までこの金額でできるんだって専門業者だから安心していたところでの増額だったので、今後どうなっていくのかというところがとても心配なので何度も聞いております。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

目土の再利用につきましては、先ほど写真でお示したような状況でございましたので、スポーツ振興課の中で協議をいたしまして、再利用はしないという判断をしたところでございます。

以上でございます。

#### 樋口伸一郎委員

経緯とか細かい内容を午前中からいろいろ聞かせてもらったんですけど。

紙を出してもらってるじゃないですか、せっかくなので、左の図式と右の図式があって、10センチメートルずつ、2層ある部分は、左側は碎石になって、右側はクラッシャーラン碎石になってるでしょう。

これ、下の層は扱ってないということですよ。

クラッシャーラン碎石と碎石は単語が違うだけで一緒でしょう。

それで、この上のほうは、流用する分を捨てて新しく買わないかんということで説明があったんですけど、そもそも我々が分からないのは、処分単価4,500円と購入単価6,000円っていう、その適正価格もよく把握できてないというのがあるのと、両方の立米数が、900立米になってるでしょう。

右側の図式でいうと、表層が流用土になってるじゃないですか。

これも流用土じゃないということですよ、ここも購入土か何かに変わりますよね。

で、処分費用と購入費用が900立米になってるわけですよ。

処分するのは900立米で分かりますけど、厚みが違うんですよ。

そもそも左側は20センチメートルあるのに、右側は同じ箇所でも15センチメートルしかない。

けど、立米数一緒になってるんですよ。

どっちかが足りないか、余るかってなってくるけん。

この辺りの試算上も何か不思議なところがあるんですよ。

計算上じゃないところは午前中からずっと聞いたんですけど、当初の入札から工事に至るまで全てを含めたところで議会が可決して、当然、度々の増額補正とかはないだろうという見解も含めて可決をしているんですけども、結果出てきたと。

出てきたけど、必要だっておっしゃるので、いろいろ見ると、この計算上もおかしいところが出てくるんですよ。

処分した分を入れます——でも、その処分するほうが厚みが多いわけですよ。

同じ面積でも、立米数には自然に差が出てくるはずなんですよ。

この辺も、どっちかが概算で、900立米で出しとけみたいになってるのかなあと思って。

この辺りどうですか。

厚みも減ってくると思うんですよ、買う分が。

もしくは、処分費用が多過ぎるか。

### 小川智裕スポーツ振興課長

この図について、御説明をさせていただきます。

改修前の目土の部分につきましては、厚みのほうが、17センチメートル予定されております。

表層部分を除いて再利用するということで、改修後の芝の床土のところで行くと、流用土のほうが12センチメートルですので、その分は差し引いたところでも——厚みが違うのは、もともと表層の部分を処分するという前提でしておりますので、イコールにはなっていないところでございます。

今回は、目土の部分で使えない部分が約900立米できております。

これは机上での積算になっているところでございます。

その分につきましては、本来ならば改修後の流用土とさせていただくところでしたけれども、その分処分をさせていただきますので、この900立米をここで新たに購入をするという形で積算をしているところでございます。

以上でございます。

### 樋口伸一郎委員

さっきも厚みが違うとおっしゃったけど、面積は一緒。

差が5センチメートルあるんですね。結構な体積の違いになってくるんで。

### 小川智裕スポーツ振興課長

改修後の流用土の下に、こっちの良質な部分を3センチメートルは入れるようになっております。

これで先ほどの流用土の12センチメートルと3センチメートル併せて、15センチメートルの層をつくるように当初設計をしております。

3センチメートルは、もともと新たな土を入れるような形を取っております。

### 樋口伸一郎委員

3センチメートル新しい土なので、12センチメートルって分かるんですけど、左のもともとの部分も、20センチメートルから上の表層30ミリメートル引くと17センチメートルになるので、そこに5センチメートル出てきますよね。

新しいのを買うにしろ、やっぱりその部分もちゃんとした計算をしてるなら、処分と購入の分に差は出てくるんじゃないかなと思うんですよ。

### 小川智裕スポーツ振興課長

目土の再利用に当たりましては、まず、芝の表層部分……、芝の剥ぎ取りをさせていただいております。

その内、表層部分については、17センチメートルの計算になります。

このうちの表層部分については、再利用せずに処分をします。

で、その処分をした残りの分でこちらの12センチメートルの厚みのほうに持ってくるということで予定をしていたところでございます。

**樋口伸一郎委員**

だとしたら、今度余る分が出てくるじゃないですか。

新しいのが良質な砂の分3センチメートルで、12センチメートルが流用土って書いてあるんで、そこに必要な分を使ったとしても、左から回してきた分から余りが出ますよね。

そこの差も出てこんといかんとですよ。

**藤田昌隆委員長**

休憩します。

午後 1 時27分休憩



午後 1 時28分開会

**藤田昌隆委員長**

再開します。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

左側の図面で、3センチメートル剥ぎ取って、あとは流用という形になっておりますけれど、この一定数を処分し、残りの分は流用と考えていたんですが、全体的には使えないということで流用できない部分が900立米。

で、処分が900立米かかりますんで、それと同等の立米数の砂を購入する必要がございますので、今回新たに900立米購入ということで考えているところでございます。

**樋口伸一郎委員**

そうしたら、もともと上5センチメートルは処分をする想定だったということなんですよ。

午前中に戻りますけど、そこから先は使えるっていう根拠が分からんごとなつて。

もともと流用ができる土と計算されたんですけど、上の表層5センチメートルはもう処分せざるを得んというところで、下の使う部分が使えなくなったわけじゃないですか、今回。

その部分が、やっぱり、最初の設計とかの部分で想定ができていたように思うんですね。

上の表層は処分して、下の部分は使うけど、使えなかった場合は、想定ができるようになるんですね、上は捨てますからね。

その流れで、土はきれいに5センチメートル剥げないので、色々とがさがさやっっていくんで、もしかしたらその目土の部分を入れ替えないといけないという想定が最初の段階でできるんじゃないかなあと思うんですよ。

けど、安く取らないといけなかったが故に流用するで持っていくしかなかったとなつたのかなって思わざるを得んとですよ。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

繰り返しになりますが、流用につきましても、9か所スポット的に土壌調査を行った結果を基に、表層部分を剥ぎ取るというところで設計をしたところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

調査が2年前でしたか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

令和2年度に実施設計を行っております。

その中で土壌調査を行っているところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

そうしたらこのタイミングじゃなくても、その段階で補正が分かりそうな気がするんですよ。

何で2年間進めてきて、このタイミングでの増額補正になるのかなっていう疑問が出てくるんですよ。

丸2年かけなくても、調査をしてしばらく経ったら、その結果これ使えんよっていう想定はできるんじゃないかなと思ってですね。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

令和2年度に調査をしております、その調査結果の芝根の育成状況から再利用可能と判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

そこは再利用可能でしたね。

じゃあやっぱり、置き去りにしてしばらく経ってから再利用ができなくなったっていうことですかね。

一旦この状態でお返しします。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

**成富牧男委員**

一つ一つ気になるんだけど、さっき、何で要因を口頭だけで言うのって、ちゃんと書いてもらったでしょうが。

これをじっと見てたら、この改修前と改修後の縮尺は何で同じ大きさにしなかったのか。

何か考えてるんじゃないかってなりますよね。これ、同じ大きさでできるでしょう。

レベルは合わせてあるけどね。

左と同じように——例えば、同じ100センチメートルでも、左と右ではちょっと違うでしょう。何でかなと思って。

**小川智裕スポーツ振興課長**

こちらにつきましては、他の資料からこの資料を作成させていただいておりますので、その中で縮尺が違うもので作成をしているというところがございます。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**永江ゆき委員**

先ほどの令和2年度の調査ですけど、どういう内容の調査をされたんですか。

**小川智裕スポーツ振興課長**

調査内容といたしましては、現況断面調査、土壌浸水試験、土壌科学性分析、この3つを行っているところがございます。

**永江ゆき委員**

先ほど、夏だったから芝の根が発芽したっていう声がちょっと聞こえたんですけど。

ひと夏越えることができますよね。そういう内容は、調査されなかったんですか。

取りました、それをちょっと放置してみますっていう。

**藤田昌隆委員長**

今の質問の意味分かりますか？

**小川智裕スポーツ振興課長**

そのような調査は行っていないところがございます。

**樋口伸一郎委員**

芝に関しては分かりました……、じゃないですけど。

芝以外にもあるわけじゃないですか、今回の増額は、他にももろもろあって1,800万円ぐらいになるんですけど。

今回は、いろんな調査の結果から今までの経緯を含めて、不測の事態と言っているのか——こうなりました、だからこのお金が必要ですってなっているんですけど、例えば、ここの役所でも解体するときのお金とかかかると思うんですけど。

解体する費用を決めて、後から何発もやっぱりもっと要りました、もっと要りましたっていうのはあんまり考え難いので、午前中にもありましたけど、今後こういう事態が何回かあるのかっていうところですね。

今回これが通りましたと。このお金をかけてこの工事をしていきますってなった後に、もともと考えてたことと違ってたから、今回はこういう理由でまた追加費用をっていうお願いをされたりするなら、最初から取決めしてた金額の重みって全然ないけんですね。

その辺の考え方を聞いときたいなというのがあるんですよ。

今回は、こうなってしまったからお金が必要。

ただ、一般住宅でも何でもいいですけど、建てる時壊すとき含めて最初に取り決めしてた金額から、設計したらもっと必要やったけん追加のお金ちょうだいていう契約が成り立っていかっていったら、そうない話じゃないですか。

これが常時化すると、行政だけに限らず議会としても問題が出てくるけん。

あそこの議会は、言えば全部可決してくれるよっていうふうになるとあれなので——今後どういうふうに出てくるのかなと思って、これに関しては地べたの工事やけんってさっきおっしゃったんですけど、まだ引き続き地べたの工事が完了するまであるわけやけんですよ。

今後の考え方はすごい大事かなあと思うんですけど、どうですか。

分からんなら分からんで、度々あると言ってもらったほうがいいし、ないならないって言い切れれば、そう言ってもらったほうがいいし、考え方を。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

今、施工させていただいておりますが、12月ぐらいまでは剥ぎ取りがありますが、それは部分的に行う部分でございまして、大規模な部分っていうのはフィールドですね。

今、ここで大体状況が分かったトラック部分についても、大体更地化は終わっておりますが、細かいところの剥ぎ取り部分っていうのが、まだ若干残ってるという意味で御説明をさせていただきます。

年内ぐらいまでがその作業になるということですので、今後、工事進捗におきまして、若干増になる部分もあるかと思えますし、また、減になる部分も発生してくることもあるかと思えますが、そういった中での調整をまずは第一に考えながら、今後につきましては、工事



進捗を図ってまいりたいと考えているところでございます。

#### 樋口伸一郎委員

ぜひ、できる想定はしたうえで、増額補正の回数も少なくしてもらってというのも——もちろん大災害とかは別ですよ。地割れして崩れたとか。

ただ、こういう場合の想定で、例えば、残土の入替えの費用をきちぎちで入れとって、やっぱりちょっと足りんやったけん増額ってというのは、もうないように——かといって無駄に上げてもらってもいかなので、その辺をしっかりと協議して、議会に諮る回数も度々じゃないとぜひ伝えてもらって、議論をかなりされましたと伝えてほしいですね。

以上です。

#### 成富牧男委員

さっきのが気になったんで、それを最初に聞きます。

この改修前と改修後の図は、別物って言われたでしょう。

そういうこと自体があり得ないと思うんですけど、左はどこから持ってきた図で、右はどこから持ってきた図ですか。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

この図面につきましては、設計図のほうから該当する箇所を抜き出して、こちらで調整しております。

#### 成富牧男委員

さっきも調整してまいりますって言ったけど、さっきもちょっと出たよね、あんたたちこれで契約したんやろうて。

これでやってよって。

何か今の話ずっと聞きよったら、どれぐらい税金で——工事費は税金よね、当然ね——それを議会で議決をもらったとよね。

これどうにかしてもらえませんかって、もう一回押し返す——さっきからずっと話聞きよると、何かしたとかなって。

増もあるかもしれませんが、減もあるかもしれませんって。

増があったら駄目なわけよね。

何かそのところが、いいとかいなみたいな感じが本当にしました。

それで、あと1つ聞いて終わりますけど、芽が出て、最初にこれはできないって言ったのはどっち側？皆さん方が見つけたと？

それとも、施工監理しよるところ？それとも施工業者さん？

#### 小川智裕スポーツ振興課長

施工監理を行っている都市計画課が毎日現場に行っておりまして、その状況を把握して、スポーツ振興課のほうに報告を受けたところでございます。

**成富牧男委員**

今のでちょっと気になったのは、施工監理のために毎日行ってるわけ？

技術屋さんか何かが本当に毎日行きよると？

**小川智裕スポーツ振興課長**

現場のほうには毎日見に行ってるということで、状況を把握しております。

**成富牧男委員**

そこんところもちょっと甘かったみたいね。

通常やったら、設計業務と監理業務は別々で、大体、監理業務も予算ついていくやん。

それがなかったわけよね。

施工監理業務を都市計画課にさせないといけなかったって何か私たちも少し抜かっとなったかもしれんけれど、そこんところちょっと説明してください。

**小川智裕スポーツ振興課長**

土木につきましては、職員のほうで施工監理を行うということで、今回も都市計画課の職員が行っているところでございます。

以上でございます。

**成富牧男委員**

ちょっとやっぱり無理やったんじゃないと。

そういう芽吹く状態とか——だから逆に言ったら、そういう状態になったら使えないって知識がその方にあったのかなって思っています。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

答弁要りませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**飛松妙子委員**

皆さんのいろいろな御意見や指摘事項をお聞きしながら、私が思ったことは、最初ですよ  
ね。

決まってからじゃなくて、スポーツ振興課の皆様がこの改修工事をしようとしたときに、  
どのような勉強を行って、どういうところに視察に行って、いろんな知識を得た上で設計を  
頼んで——要は、鳥栖市のこの陸上競技場が30年経ってるって考えたときに、その芝生がど  
のようになっているのかとかそういう勉強をしていく中で、やっぱり一つ一つの事を考えて

いくことが大事だったんじゃないかなと思いました。

昔、サガン鳥栖に芝生のプロがいたってお聞きしたことがあるんですね。

そういう方にお話を聞くっていうのが大事なことだったんじゃないかなと思ったんですけど、そういうところの勉強をしてから設計を頼むとか、設計業務の方々も芝生のことをプロとしてやってこられたのかと。

やっつけ業者さんなのか、また勉強してくださる業者さんなのかとか、そういうところの観点から取組を始めていかないと、後々こういう問題が出てくるのではないかなと皆さんの御意見を聞きながら思いました。

本当にそういった意味では、今後同じようなことにならないような皆さんの取組を期待をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

#### **藤田昌隆委員長**

これが終わったら総括に入りますので、そのときにきちんと言うべきことは言ってください。

ほかに。

#### **中川原豊志委員**

今回、設計をしてもらって、それで発注という形になったんだけど、その設計の段階でスポーツ振興課のほうは、例えば、この再利用というのを理解されとったのかなっていうのが一つだよ。

そのときに再利用でいいという判断をしたのかどうかと、言うならば、新しくきれいな公認のグラウンドにしようという計画をされた中で、何で再利用になったのか、全部処分して新しい砂を入れて、きれいなグラウンドにしたほうがよかったんじゃないだろうかって単純に思うわけですよ。

その辺の認識はどうだったのかなというのだけ確認をさせてください。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

再利用につきましては、調査結果を受けてスポーツ振興課で判断をさせていただいたところでございます。

このような状況になったところから踏まえますと、そのときの見通しが甘かったというのは十分に認識しているところでございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

何十年もなった陸上競技場をやっときれいにできると、国スポがあるけん、国の補助もあるけんが。

そうしたら、できれば再利用じゃなくて、単純に1,500万円ぐらい多くかかるかもしれないけど、最初からきれいな土できれいなグラウンドを造ったほうがよかったんじゃないかなと思うので、その辺しっかりまた検証をしていただきたいと思います。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

[発言する者なし]

そうしたら、質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

**午後 1 時 48 分 休憩**

oo

**午後 1 時 54 分 開会**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

oo

**報告（教育総務課）**

**報告第 6 号 専決処分事項の報告について**

**藤田昌隆委員長**

これより、教育総務課の報告第 6 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**佐藤正己 教育総務課長**

それでは、教育総務課関係の議案の説明をいたします。

議案一覧表の 4 ページをお願いいたします。

令和 4 年 8 月 1 日 午後 2 時 30 分頃、旭小学校敷地内において市職員が除草作業をしていたところ、除草を操作する草刈り機によって跳ね上げた石が、駐車中の鳥栖市古賀町 849 番地 23

にお住いの杉本美加様の自家用車のリアガラスに当たったことにより、損傷した分の損害賠償額について、専決処分を行いましたので、その御報告でございます。

場所は、旭小学校南側調整池の駐車エリアにおきまして、市職員の学校用務員が草刈り作業をしていたところ、リアガラスを損傷したものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例第2条第5項の事項を専決処分を行ったものであり、今回御報告をするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

**中川原豊志委員**

過失割合は10分の10ですか。

**佐藤正己教育総務課長**

そのとおりでございます。

**中川原豊志委員**

リアガラス3万6,296円というのは、全面張り替えという形？

**佐藤正己教育総務課長**

全面張り替えです。

相手方が、自動車整備会社さんの保険で、そういった保証がある分を使われたということ、その差額分を市が損害賠償した形になっております。

**樋口伸一郎委員**

ちょっと幾つか確認だけ。

まずこの相手方は、旭小学校にきちんとした用事があって、駐車をされていたという前提でいいですね。

**佐藤正己教育総務課長**

この方は、なかよし会の指導員をされております。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

それでは、ちょっと幾つか確認なんですけど、その時の草刈りが、学校から草を刈ってっという感じでしていたわけですか。

どういう経緯で、主体はどちらですか。

**佐藤正己教育総務課長**

学校用務員の会計年度任用職員になりますけれども、常日頃そういった学校の美化に関する作業をずっと行っておりますので、草刈りであったり、枝の剪定とかをされてる中で、今回、プールの南側のちょっとした隙間のところの除草をされてて、調整池の小石がはねて当

たったということです。

#### **樋口伸一郎委員**

副委員長からもありましたけど、過失割合が10分の10で、市が過失ということで対応してるんですけど。

そもそも今までの専決処分の道路とか歩道とかと違って、場所が学校じゃないですか。

その被害者の方も、なかよし会の関係者ということであれば多分大丈夫やろうけれども、学校と被害者と市のほうの情報共有はどうなってるのかなというところが、ちょっと不思議に思ってますね。

というのが、例えば学校が悪いみたいに誤解があってもいけんなと思ってですね。

その方から広まって、学校とかで何かあったら学校に言えば学校が弁償してくれるよとかになってもいかなので、その辺りの情報共有はどうなってるのかなと思って。

市と被害者の方とのやり取りで、こういう専決処分になっとなって——基本、道路とか全部そうなんですけど、学校に言えばいいよとなったらいかなので、一般の方じゃないのでそこは大丈夫でしょうけど、確認だけさせていただきます。

#### **佐藤正己教育総務課長**

これにつきましては、御本人さんから学校を通じて御連絡があったわけですけど、用務員は鳥栖市の雇用でありますので、その後は鳥栖市と当事者の方とでお話をさせていただいたところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

専決処分がいっぱいある中で、学校というのは少ないじゃないですか。

やっぱりこれが一般の方とかで変な情報が飛び交ってもいかなので、その辺をちょっと確認させてもらったところでした。

でも、今お答えいただいた分で全然大丈夫なので、今後ともよろしくお願いいたします。

#### **成富牧男委員**

私も事務的なことですけど、こういう事故が起こったときの対応窓口は、教育委員会のほうですか、それとも学校？

実際やり取りされたのはどこですかということ。

#### **佐藤正己教育総務課長**

教育委員会教育総務課が窓口となっております。

#### **中川原豊志委員**

先方の方の保険の差額でって聞いたけど、先方の方の保険を使ってまで迷惑をかけなんと

やろうかと思ってね、保険を使ったことによって相手の保険料が上がったりとか、そういう心配もちょっとあるとばってん。

#### **佐藤正己教育総務課長**

保険じゃなくて、オートボックスとかそういったところでサービスを受けられる特約をかけてあったみたいなので、それを利用して、直接自分がそこに持って行ってそれを使われたということでしたので、そういった形を取らせていただいております。

#### **中川原豊志委員**

その人の保険を使うと、保険料が上がったりするけん迷惑がかかるけど、そういうふうなものではないということですね。

それと、学校の用務員さんって大変な仕事で、美化作業もしてもらって、こういうふうな——一応保険も市のほうで入っての対応だと思うんだけど、草刈りとかする時は、もう一人補助員がいてネットなんか持ったりするけど、一人しかおらんけんそういうことができんとやろうばってん、こういうのを防ぐための、注意喚起とかマニュアル的なものとか何かあるとかな。

#### **佐藤正己教育総務課長**

やはり、こういった事例があっておりますことから、草刈りとかをする場合は、対象物がある逆のほうを見てしてください、車とかを背にした形でしてくださいというふうに言ってますけれど、やはりどうしても、際の部分とかを刈る場合は、どうしてもこう向かないと切れないっていうのもありまして、そういったときに起こったものではないかなという判断をしております。

どういうタイミングかは把握をしていませんけど、そういった注意喚起とかをしながら、注意を持ってしてもらおうというように指導はしております。

#### **中川原豊志委員**

こんなことがあるなら、もうしたくないと言われないように……、言われないうちで、やっぱりこういう事故もあってますんで、マニュアル的なものでこういう形をお願いしますという、御指導のほうをお願いしておきます。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかにありますか。

#### **飛松妙子委員**

私も、学校の用務員さんは、大変な作業を担っていただいていると思っております。

そんな中で、こういう事故といいますか、起こってしまうと用務員さん自身もせっかく好意でしようと思ったことを、ちょっとやめようかなということにつながってはいけないなど

思います。

草刈りをするっていうことを決めているのであれば、最初から駐車場をこちらのほうに止めてください、今日はこちらの方面の草刈りをする予定ですか、もちろん駐車場に余裕がある場合だと思うんですけど、特に夏休みでもありましたので、何か御案内ができると止める側も今日は草刈りがあるから気をつけなくちゃいけないよねって気をつけていただけるんじゃないかなと思います。

できるだけ用務員さんに負担をかけないようにそういう御案内ができればなと思います。そういう工夫をしていただいて、ぜひ、事故がないようにお願いしたいと思います。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかには。

[発言する者なし]

ないようにございますので質疑を終わります。



#### **藤田昌隆委員長**

議案外報告が一つございますので、犬丸課長のほうから報告をお願いいたします。

#### **犬丸章宏学校給食課長**

資料はございませんが、議案外ということで報告をさせていただきたいと思います。

令和4年10月20日付けで、皆様方に配信をされております、中学校給食に関する異物混入の件についてでございます。

また、このたびは中学校給食で異物購入という事案が発生しまして、多くの皆様に御心配をおかけしたことにつきまして、まずはおわびを申し上げます。

事案の概要ですけれども、発生日につきましては、10月19日水曜日でございます。

給食を食べていた生徒が、その日の献立がポテトサラダであったんですけれども、そのポテトサラダを口に入れたところ、口の中で違和感があった、固いものがあったということでそれを取り出して、プラスチックのようなものが入っていたということで報告を受けているところでございます。

色としては、白い色のプラスチック類、大きさとしては、2ミリ掛ける約6ミリ程度の異物ということでございました。

その報告を受けまして、原因究明等を行うために、直ちに調理場内の異常がないかどうかの確認を実施しております。



で、白いプラスチック類というのは、調理場の中ではごく一部のものしか使わないということもありましたので、そこをより丁寧に確認をして、調理場の中で白いプラスチックが給食に混入するような異常な事態が確認されなかったということで調理工程での異物の混入の可能性は非常に低いのではないかと判断をしたところでございます。

原因を究明して、より給食の安全を確保するために、翌日になってはしまいましたけれども、県の工業技術センターに検査を依頼しまして、それで異物に特徴があれば、どういうところで混入したのかという特定につながる可能性がありますので、検査をしたところでございましたけれども、検査の結果は、一般的に様々なものに使われているポリプロピレン、いわゆるプラスチック類ということが、確認をされたということになっております。

その異物の原因につきましては、調理場内については、行って確認をしていたところでございますので、あとは納入いただいた食材の中に含まれている可能性もあるということでありますので、食材納入業者を通じて、現在、食品加工を行ってあります業者に調査を依頼しているところでございます。

その調査につきましては、異物の現物を実際に受け取られて、現場の調理場の中で照合をしていくような作業を進められておりますので、まだ結果が出るまでには至っていないという状況でございますので、給食の安全を確保するために、該当する食品加工業者が取扱いをされている食材の一部については、現在、学校給食での使用を一旦中止をして安全を図っているという対応を取っているところでございます。

できるだけ早く原因が究明できて、今までどおりの食材を使いながらの給食が提供できるようにしていきたいというふうに思っております。

併せまして、食材のほうに混入されていた異物も、物によっては、調理をしながら発見するのは難しい場合もありますけれども、できるだけそこで未然に防ぐという意味もありまして、調理を委託している業者のほうにも、そういう調理作業での目視確認をより丁寧に徹底していただくようにお話をしているところでございます。

今後も学校給食課と調理業者、それから食材の納入業者と連携を図っていきながら、安全な給食の提供に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

何か御意見ありましたら挙手の上。

#### **樋口伸一郎委員**

質問じゃないんですけど、給食に何か入ってるのってイコール給食センターじゃないですけど、見つかったすぐって因果関係って分からないじゃないですか。

全部持ってくるでしょうけど、今後は何か考えていかんといかんとかなあって思ったんですよ。

今回は今回でいろいろ対応なさってくださいだったのでいいんですけど。

例えば、食べる前に配膳して置いてるときとかに、服とかについていたものがぽろっと落ちて、それを持ってこられたりという可能性も想定としてあるわけなんですよ。

だから、食べる前に入ってるものが分かるような検査ができればそれにこしたことはないんですけど、ないじゃないですか、そういうのも。

だから、やっぱりマニュアルじゃないですけど何か……、何かあるたびに全部こうやって動かないかん、そして、食品の納入会社までってなったら、ポテトサラダも袋に入ってるようなものもあるけんが、もっと、もうとめどなくいろいろしていかにとじゃないかなという心配があっただけです。私の意見としては。

何かその辺って全部給食センターのせいとかじゃないですけど、そんなふうにイコールづけされるとめっちゃくちゃ大変じゃないかなと思っただけでした。

何かみんなで議論して協議していかないかんとかなと思います。

それだけです。

#### 犬丸章宏学校給食課長

議員の御意見につきましてですけれども、まずは、調理過程でっていうことを疑っていくと。

それはもう、やはり給食の安全を確保するために必要なことだというふうに認識はしているところではございます。

で、例えば今回の事例でいきますと、白いプラスチック片ということで、本当に一般的に、いろんなところで使われてるということですね。

おっしゃられるとおり、学校で配膳をして、生徒の皆さんが食べてる間に入る、文房具とかいろんなところに使われてるような素材でありますので、そういうことも可能性としては考えられますので、これまでも学校のほうにも配膳作業中にも異物の混入の恐れがありますのでということで、そういったところへの注意喚起もお願いしていたところではございます。

今回についても、先日、鳥栖市内の小中学校の校長先生を対象とした校長研修会というのが定期的開催されてますので、その中でまた改めて、報告と謝罪と一緒に、そういう注意喚起、配膳の作業中にもそういう可能性がありますのでということで、お話をさせていただいたところではございます。

やっぱり異物混入をなくすためには学校も含めて対応を取っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

やっぱり徹底的にしておけば、何かあったときに、大きな責任問題とかいうのはなくなるし、子供たちも何かあれば徹底的にしてくれるから安心して食べるっていうのもあると思うんで、ぜひよろしくをお願いします。

**中川原豊志委員**

今、委員長も言ったけど、やっぱり大変だと思うんですね。

一番は、原因をなるべく究明していただきたいっていうのはね、じゃなかったら対策がしづらっていうのがあると思います。

何でか知らんばってん、今年度になって3回目やし。

今、第一報をすぐ入れてもらえるから、大ごとにならんで済んでるけど、万が一何かあったときはすぐ第一報を入れてもらおう、隠して、後から何かあったというのが一番大変なことになるんで、それだけはまた今後もあったときはお願いします。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

続きまして、総括、採決に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

**午後 2 時15分休憩**

oo

**午後 2 時30分開会**

**藤田昌隆委員長**

再開をいたします。

oo

**総 括**

**藤田昌隆委員長**

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

#### **成富牧男委員**

まさに、議案審査を通じてですけど、いわゆる業者さんとの関係、例えば契約っていうのは、わざわざ私が言うまでもなく、対等平等の立場で契約を結んでるわけですからね。

特に私が意識しているのは、スポーツ振興課に対してですけども。

やはり言うべきことはきちんと言うと、その際大事なことは、自分のお金じゃないんですよ。

特にまた増額せないかんのは、自分のお金じゃない、それ全部税金なんですね。

分かりやすく言えば、皆さんの税金を余計に使わないかんごとになってしまうと。

だからそういうところをやっぱりしっかり外さないようにして、基本、対等で。

こういう契約だったろうがって、ここでずっといろいろ皆さんが出したような立場で臨んでいただきたいなというふうに思います。

#### **永江ゆき委員**

成富議員がおっしゃるとおり、私も同感です。

それと、芝に関してなんですけど、自然なものに関しては、生態系とかその辺も交えて、先々の計画をしっかりと――専門家を入れられてのことだったと思いますけど、自然のこともしっかり勉強された方をお願いしたいなと思いました。

補正、補正っていう形でだんだん上がっていくのは極力抑えていただきたいので、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### **田村弘子委員**

皆さんがおっしゃるとおり、執行部の方がたくさん努力されていることも分かるんですけども、もう少し慎重に、何でこうなっちゃったんだろうっていうところ、これを進めるに当たってというところをもう一步踏み込んで一緒に考えていただけると幸いです。

#### **飛松妙子委員**

まず、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてですが、コロナ禍になって3年たちますが、様々、初めてのことがたくさん出てきて、執行部の方は毎回のいろんな事業、新しいことが起きて大変なことをしていただいていると思います。

その中で特にワクチン接種に関しては、健康増進課の皆様、ワクチン接種対策室を作っただけの対応ということですが、人手が足りない場合は、人を入れていただいて対応を取っていただかないといけないなというのはとても感じております。

いろいろ大変なことで、目まぐるしい日々だとは思いますが、これも市民の皆様のために、また皆さんには対応をしっかりと取っていただきたいということをお願いしたいと思っておりますので、とにかく情報発信、広報周知よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、スポーツ振興課の皆様には、本当に初めてのことで、対応して下さってると思ひますが、私たちも初めてのことでありますので、勉強しながらやっていかななくちゃいけないということを感じてあります。

そういった上で、何が一番最善策なのかというのは、とにかく視察、勉強、何でも知ってる人に聞いていただくっていうのがとても重要になってまいりますので、一番最初の取組がとても重要だと思ひます。

スポーツ振興課に限らず、いろんな事業に初めて取り組む場合は、ここの部分を共有をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**藤田昌隆委員長**

樋口議員。

**樋口伸一郎委員**

ありません。

**藤田昌隆委員長**

中川原議員。

**中川原豊志委員**

ありません。

**藤田昌隆委員長**

私は今回、執行部と委員会との信頼関係というか、皆さんたちが出してきた議案は一生懸命になって審査をしますし、それは何でかという、さっき言ったようにこれは税金です。

税金を使ってやるわけですので、後で、何かそれと言われなくするようにするために、審査の時間を設けて一生懸命やってるわけですので、そういうことも踏まえて今後とも信頼関係を構築するためには、やっぱりお互い本音のところ、妙にやかましく言われるけんこれだけは言わないでおこうじゃなくて、ガチンコでぶち当たらないと信頼関係は生まれな思ひますので、ぜひ、信頼関係を構築するような委員会発言、そういうものをした方がいいなと感じました。

以上で、私の総括を終わります。

それでは、皆さん方の総括も終わりましたので、総括を終わります。



## 採 決

藤田昌隆委員長

それでは、これより採決を行います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

### 議案乙第32号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

藤田昌隆委員長

議案乙第32号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）について採決を行います。

本案中、当文教厚生常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案中、当文教厚生常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

### 議案甲第31号工事請負契約の変更について

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第31号工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、可決することとしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

oo

**藤田昌隆委員長**

これをもちまして、令和4年10月臨時会の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

**午後2時37分散会**

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 藤 田 昌 隆



